

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県印刷所

【定価一冊一月三百円(送料を含む)】

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その
当たりの翌日)

目次
訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令

訓令

鳥取県訓令第十四号

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十一年十一月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)の

一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

3 文書取扱主任を補助するため、各課に文書取扱補助員をおき、課長が所屬職員のうちからこれを指名する。

4 主務課長は、文書取扱主任又は文書取扱補助員に變動があつたときは、直ちにその職氏名を広報文書課長に通知しなければならない。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条 広報文書課長は、各課における文書の処理の適否につき、随時これを調査し、その状況を上司及び関係の部長に報告し、必要と認められる場合には是正のための適切な措置をとらなければならない。

第十条 削除

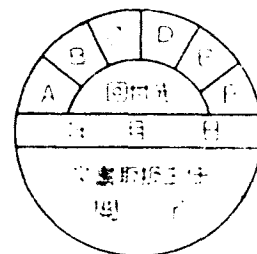
第十七条及び第十八条を次のように改める。

(処理の手續)

第十七条 文書取扱主任は、文書の配布を受けたときは、文書関丁印(別表四)を押さつし、課の内部組織別に仕分けて、直ちに課長の閲覧を受けなければならない。

第十八条 主務課長は、前条の規定により文書を開覧したときは、重要と認められる文書については直ちに上司に報告してその指示を受けたのち、みずから処理するもののほか、事務担当者に文書処理票(別表五)により処理方針を示してすみやかに処理させなければならない。ただし、軽易なものについては、文書処理票によることを省略することができる。別表三の次に次の二表を加える。

別表4



備考 1 A, B, C, ……欄は各係名等課の内部組織名の略称を入れる。
2 年月日欄は、41.11.4 のようにする。

別表5

文書処理票

課長	
処理方針	供覧完結 通知答 台帳記入
合議または協議先	
目標処理期限	月 日

備考 各課の実情に応じ、処理方針の定型的なものについては、例示のようにあらかじめ右欄に印刷しておくこと。

この訓令は、昭和四十一年十一月十五日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一冊月三百円(送料を含む)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日またはその翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

規 則

◇規 則
目 次
恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則
恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則
恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則
恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則
恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則
恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県規則第四十三号

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の規定により年額を改定すべき恩給(以下「改

定すべき恩給」という。)及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「条例」という。)第十九条第五項において準用する恩給法(大正十二年法律第四十八号。以下「恩給法」という。)第六十五条の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。)による改正又は条例第二十五条において準用する恩給法第七十五条の法律第二百一十一号による改正に伴い年額を改定すべき恩給(以下「加給年額を改定すべき恩給」という。)で、知事が認定するものの改定手続及び請求手続については、この規則の定めるところによる。
(改定すべき恩給の証書の発行及び交付)
第二条 改定すべき恩給で昭和四十一年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。
2 前項の規定により発行する恩給の証書は、従前の証書と引換えに受給者に交付する。
第三条 改定すべき恩給で昭和四十一年十月一日以後認定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。
(加給年額を改定すべき恩給の改定手続等)
第四条 昭和四十一年十月一日現に公務傷病年金を受ける者が加給年額を改定すべき恩給の年額の改定を請求する場合には、公務傷病年金年額改定請求書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

一 加給の原因となる者の戸籍簿本
二 加給の原因となる者が公務傷病年金を受ける者により生計を維持し、